

逗子市手数料条例の一部改正（案）に関する市民意見募集

（パブリックコメント）について

1 意見を募集する趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 10 号）が公布されたことにより、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等の申請に対する審査に係る手数料を引き上げるため、逗子市手数料条例の一部を改正するものです。

つきましては、改正案を作成しましたので、皆様からの御意見を募集します。

2 意見の提出期間

2018 年（平成 30 年）7 月 2 日（月）～2018 年（平成 30 年）7 月 31 日（火）（必着）

3 資料の閲覧場所

消防本部（1 階ホール）、情報政策課情報公関係、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

4 意見の提出方法

任意の様式に「逗子市手数料条例の一部改正」と明記し、住所、氏名（もしくは法人名）、意見を御記入の上、ファクシミリ・郵送等により送付または持参してください。E メールでの提出も可能ですが、その場合は、ファイルは添付せずに、直接メール本文に記載してください。

※注意：電話での受付は行いません。また提出された意見などの原稿は返却しません。

5 結果の公表

皆様からお寄せいただいた御意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページ等で公表する予定です。意見は個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。また、個別の回答はしませんので、あらかじめ御了承ください。

6 問合せ先

消防本部 消防予防課

〒249-0005 逗子市桜山2-3-31

TEL：046-871-4326 FAX：046-872-4330

E メール yobou@city.zushi.lg.jp